

大分大学医学部附属病院肥満・糖尿病先進治療センター細則

令和5年2月24日制定

令和5年医学部附属病院細則第1・2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院肥満・糖尿病先進治療センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 肥満・糖尿病に係る治療に関すること。
- (2) 肥満・糖尿病に係る研究に関すること。
- (3) 肥満・糖尿病に係る関係診療科と診療施設との調整に関すること。
- (4) 肥満・糖尿病に係る他の医療機関との連携に関すること。
- (5) 肥満・糖尿病に関わる市民啓発に関すること。
- (6) その他肥満・糖尿病に関し必要な事項

(センター長)

第3条 肥満・糖尿病先進治療センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

(副センター長)

第4条 肥満・糖尿病先進治療センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する副センター長がその職務を代行する。

(運営会議)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、肥満・糖尿病先進治療センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(運営会議の構成)

第6条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 内分泌・糖尿病内科の医師 1人
- (4) 消化器外科の医師 1人
- (5) 肥満・糖尿病に関係する診療科（前二号に規定する診療科を除く）の医師 若干人
- (6) 担当看護師長 1人
- (7) 管理栄養士 1人
- (8) その他センター長が必要と認める者

2 前項第3号から第8号までの委員は、病院長が指名する。

(運営会議の委員の任期)

第7条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

(代理出席)

第11条 委員が、やむを得ない事由により運営会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理の者を運営会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(運営会議の事務)

第13条 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。